

イ 入学審査料

2の(2)のイのとおり

ウ 受付期間

平成17年10月11日(火)から10月19日(水)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時まで)とします。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

なお、郵送による場合は、10月19日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

エ 受付場所

2の(2)のエのとおり

オ 受付票の交付

2の(2)のオのとおり

(3) 入学審査

ア 方法

入学審査は、書類審査、筆記試験(小論文)及び人物考査(自己アピール及び面接試問)に基づいて行います。

イ 期日及び場所

(7) 期日 平成17年11月1日(火)

(1) 場所 長野県工科短期大学校

(4) 合格者の発表

平成17年11月8日(火)午前9時に長野県工科短期大学校掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。電話等による問い合わせには一切応じません。

なお、推薦入学試験の結果、合格しなかった者は2に定めるところにより、一般入学試験に出願することができます。

6 その他

(1) 入学願書用紙等の請求又は試験についての問い合わせは、長野県工科短期大学校事務局(電話0268-39-1111)に行ってください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

雇用・人財育成課

公告

平成17年度長野県工科短期大学校第1回専門課程(セミナー)の受講者を次のとおり募集します。

平成17年6月23日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

実施場所	教科課程(コース)名	期間	募集人員
長野県工科短期大学校 上田市大字下之郷813-8 (郵便番号 386-1211) 電話 0268(39)1111(代)	新人のためのマシニングセンタ基礎講座	平成17年7月27日(水) 7月28日(木) 7月29日(金) の3日間	6人

2 受講対象者

これからマシニングセンタの業務に就く者又は就きたい者

3 受講手続き

(1) 提出書類 受講申込書(長野県工科短期大学校所定の用紙によります。)

(2) 受付場所 長野県工科短期大学校 事務局

(3) 受付期間 平成17年7月8日(金)から7月19日(火)まで

4 受講料

4,800円

なお、市販本をテキストとして使用しますので、テキスト代が別途必要です。

5 その他

(1) 受講申込書の請求又は受講についての問い合わせは、長野県工科短期大学校に行ってください。

(2) この課程(コース)の実施に際して収集する個人情報は、この課程のために必要な範囲のみ利用します。

雇用・人財育成課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成17年6月23日

長野県知事 田中康夫

調査を行った者の名稱	成果の名稱	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
木曽郡木祖村	地籍簿及び地籍図	平成15年度から平成16年度まで	大字小木曽の一部	平成17年6月23日
下水内郡栄村	地籍簿及び地籍図	平成14年度から平成16年度まで	大字堺の一 部	平成17年6月23日
木曽郡開田村	地籍簿及び地籍図	平成15年度から平成16年度まで	大字西野の一 部	平成17年6月23日

農村整備課

公告

下伊那郡泰阜村における県営阿南泰阜地区怒田換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成17年6月3日行いました。

平成17年6月23日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

公告

平成18年度長野県林業大学校学生を次のとおり募集します。

平成17年6月23日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員及び修業年限

(1) 募集人員 20人 (林業専門課程林学科)

(2) 修業年限 2年

2 一般入学試験

(1) 出願資格

次のいずれかに該当する者（平成18年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）とする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

イ 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書（本校所定の用紙による。）

(1) 調査書（最終学校の長が作成したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によってこの調査書が得られない者にあっては、卒業証明書及び成績通知票の写し又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができる。）

(ウ) (1)のウに該当する者にあっては、その事実を証する書類

(イ) 受験票交付用封筒（長形3号封筒に出願者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、80円切手を貼ったもの。）

イ 受験料

受験料（2,200円）は、長野県収入証紙により（入学願書の所定欄にはって、消印しないこと。）納付すること。

ウ 受付期間

平成17年12月5日（月）から12月20日（火）まで（受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

郵送による場合は、平成17年12月20日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 提出先

長野県木曽郡木曾福島町新開4385の1

（郵便番号 397-0002）

長野県林業大学校

オ 受験票の交付

入学願書を受理したときは、後日受験票を交付する。

(3) 入学審査

入学審査は、筆記試験、人物考査及び身体検査とし、次により実施する。

ア 期日及び場所

(7) 期日 平成18年1月18日（水）

(1) 場所 長野県林業大学校

イ 筆記試験

(7) 必須科目 英語I（60分）

(1) 選択科目 国語I（古文、漢文を除く。）、生物IB及び育林のうち1科目（60分）

ウ 人物考査

面接

エ 身体検査

面接

(4) 合格発表

平成18年1月27日（金）午前9時に長野県林業大学校に掲示するほか、本人に通知する。

3 推薦入学試験

(1) 出願資格

2の(1)に該当する者のうち、最終学校における成績が特に優秀であって、該当学校の長から推薦された者

(2) 推薦条件

ア 最終学校の長が入学後の学業について十分成果が期待できると認め、責任をもって推薦する者

イ 本校への入学を専ら志願する者

(3) 出願手続

ア 提出書類

2の(2)のアの提出書類のほか、最終学校の長の作成した推薦書

イ 受験料

2の(2)のイによる。

ウ 受付期間

平成17年10月11日（火）から10月25日（火）まで（受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土

曜日及び日曜日は除く。

郵送による場合は、平成17年10月25日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 提出先

2の(2)のエによる。ただし、最終学校の長を経由して行うこと。

オ 受験票の交付

2の(2)のオによる。

(4) 入学審査

入学審査は、人物考査及び身体検査とし、次により実施する。

ア 期日及び場所

(7) 期日 平成17年11月9日(水)

(イ) 場所 長野県林業大学校

イ 人物考査

小論文(60分)及び面接

ウ 身体検査

面接

(5) 合格発表

平成17年11月22日(火)午前9時に長野県林業大学校に掲示するほか、推薦書を作成した最終学校の長を経由して本人に通知する。

なお、推薦入学試験の結果、合格しなかった者は、2に定めるところによる一般入学試験に出願することができる。

4 その他

入学願書用紙等の請求又は試験についての問い合わせは、長野県林業大学校(電話0264-23-2321)に行うこと。

郵送により入学願書等の用紙を請求する場合は、請求者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、140円切手を貼った角形2号封筒を同封すること。

林業振興課

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条の規定による狩猟免許の更新のための適性検査及び講習を次のとおり行います。

平成17年6月23日

長野県知事 田中康夫

1 適性検査及び講習の日時等

別表のとおりとします。

2 対象者

県内に住所を有する者で、平成17年9月15日に狩猟免許を更新しようとする者

3 適性検査の内容及び講習科目

区分	適性検査の内容及び講習科目
適性検査	視力、聴力及び運動能力
講習	鳥獣保護及び狩猟に関する法令
	鳥獣の判別
	猟具の取扱い

4 受検及び受講の手続等

(1) 狩猟免許更新の申請

適性検査及び講習を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げるところにより、狩猟免許の更新の申請をしてください。

ア 提出書類

(7) 狩猟免許更新申請書 1通

(イ) 医師の診断書 1通

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての診断書(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合に限ります。)

(ウ) 写真 1枚

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判(縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートル)の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

(エ) 80円切手を貼ったあて先明記の返信用の封筒 1通

イ 提出先

住所地を管轄する地方事務所(市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)の林務課

ウ 手数料

手数料(2,900円)は、長野県収入証紙により納付してください。(申請書の所定の欄にはり、消印はしないでください。)

エ 狩猟免許更新申請書の交付

地方事務所林務課、市役所及び町村役場で交付するほか、長野県ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp>)からダウンロードすることができます。

(2) 申請の受付期限

適性検査及び講習の実施日の10日前までとします。

5 その他

(1) 適性検査及び講習の当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 別表の参集範囲以外の場所での受検及び受講を希望する者は、受付時に申し出てください。

(3) 適性検査及び講習についての不明な点は、最寄りの地方事務所林務課までお問い合わせください。

(4) 適性検査及び講習の実施に際して収集する個人情報は、適性検査及び講習のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

月 日	時 間	場 所	収集範囲
9月7日 (水)	午前8時 30分から 午後4時 まで	佐久市大字跡部65-1 長野県佐久合同庁舎	上田市、小諸市、 佐久市、東御市、 南佐久郡、北佐 久郡及び小県郡
9月11日 (日)			
9月6日 (火)		上伊那郡辰野町大字沢 底字山寺山 長野県宮総合射撃場	岡谷市、飯田市、 諏訪市、伊那市、 駒ヶ根市、茅野 市、諏訪郡、上 伊那郡及び下伊 那郡
9月11日 (日)		飯田市追手町2-678 長野県飯田合同庁舎	
9月4日 (日)		木曽郡木曽福島町2757- 1 長野県木曽合同庁舎	松本市、大町市、 塩尻市、木曽郡、 東筑摩郡、南安 曇郡及び北安曇 郡
9月13日 (火)		松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	
8月31日 (水)		長野市大字南長野南県 町686-1 長野県長野合同庁舎	長野市、須坂市、 中野市、飯山市、 千曲市、更級郡、 埴科郡、上高井 郡、下高井郡、 上水内郡及び下 水内郡
9月11日 (日)			

森林保全課

公告

上田農水土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成17年6月23日

長野県上小地方事務所長 田 中 利 明

理 事

新 任

氏 名	住 所
桜 井 幸 三	上田市大字小牧193番地4

退 任

氏 名	住 所
中 村 好 幸	上田市大字小牧623番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
大 井 清 司	上田市大字神畠45番地

退 任

氏 名	住 所
松 沢 勝 巳	上田市大字神畠897番地

土地改良課

公告

長野県西部南箕輪土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成17年6月23日

長野県上伊那地方事務所長 牛 越 徹

理 事

新 任

氏 名	住 所
穂 高 武 德	上伊那郡南箕輪村503番地
伊 藤 善 人	伊那市大字西箕輪6216番地
小 林 義 人	上伊那郡南箕輪村1630番地147
唐 木 一 直	上伊那郡南箕輪村4954番地

重 任

氏 名	住 所
安 藤 平 人	上伊那郡南箕輪村981番地
唐 澤 嘉 幸	上伊那郡南箕輪村2760番地
清 水 千 源	上伊那郡南箕輪村1690番地5
酒 井 良 雄	上伊那郡南箕輪村1916番地1
吉 澤 和 倫	上伊那郡南箕輪村2998番地2
小 松 満 喜 雄	上伊那郡南箕輪村5328番地1
小 林 幸 雄	上伊那郡南箕輪村6571番地1
西 村 満 次	上伊那郡南箕輪村9649番地
伊 澤 文 雄	上伊那郡南箕輪村9755番地
原 伊 一	伊那市大字西箕輪6850番地2
城 田 満 重	上伊那郡南箕輪村2380番地778

退 任

氏 名	住 所
征 矢 一 郎	上伊那郡南箕輪村541番地1
伊 藤 善 雄	伊那市大字西箕輪6238番地
永 井 智	上伊那郡南箕輪村1544番地1
山 口 一 男	上伊那郡南箕輪村6742番地1

監 事

新 任

氏 名	住 所
唐 澤 文 武	上伊那郡南箕輪村1854番地

重 任

氏 名	住 所
山 崎 寛 幸	上伊那郡南箕輪村3451番地1

退 任

氏 名	住 所
清 水 亨	上伊那郡南箕輪村1968番地

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年6月23日

長野県立須坂病院長 齊 藤 博

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
心臓用超音波診断装置 一式
- (2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成17年8月10日

(4) 納入場所

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務ユニット

電話 026（246）5511

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年7月8日 午後3時30分

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成17年7月7日 午後5時（必着）

イ 場所 須坂市大字須坂1332（郵便番号 382-0091）

長野県立須坂病院 事務局総務ユニット

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年6月23日

長野県臼田建設事務所長 大口浩一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダム管理に伴う通信設備点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約の日から平成18年3月10日まで

(4) 履行場所

南佐久郡佐久穂町古谷

古谷ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年以内に同種、同規模のダム通信設備保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有すること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ

先

佐久市臼田2015

長野県臼田建設事務所総務課

電話 0267 (82) 3101

4 入札手続等

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年7月8日(金) 午後1時
イ 場所 長野県臼田建設事務所 第一会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年6月30日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年6月23日

長野県臼田建設事務所長 大口浩一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダム管理に伴う通信設備点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約の日から平成18年3月10日まで

(4) 履行場所

南佐久郡佐久穂町余地

余地ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることをとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去5年以内に同種、同規模のダム通信設備保守点検業務の履行実績を有する者であること。

- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有すること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県臼田建設事務所総務課

電話 0267 (82) 3101

4 入札手続等

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年7月8日(金) 午後1時
イ 場所 長野県臼田建設事務所 第一会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年6月30日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年6月23日

長野県松本建設事務所長 吉池茂昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダム管理に伴う通信設備点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結日から平成18年3月10日

(4) 履行場所

松本市中川

水上ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年以内に同種、同規模のダム通信設備保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有すること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所総務課

電話 0263 (40) 1961

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年7月8日（金）午後1時

イ 場所 長野県松本合同庁舎 501号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年6月30日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

正 誤

平成17年6月2日付け公告「大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定による県の意見に対する同条第7項の規定による届出があったので、同条第9項の規定により準用する法第5条第3項の規定により当該届出の概要を次のとおり公表し、届出書を縦覧に供します。」中

ページ	行（箇所）	誤	正
20	右下から3	同条第9項	同条第8項

産業政策課